

京都大学附属図書館宇治分館における国立国会図書館
「図書館向けデジタル化資料送信サービス」利用内規

令和3年7月29日附属図書館長裁定制定

(趣旨)

第1条 この内規は、京都大学附属図書館宇治分館利用内規（平成12年1月31日附属図書館長裁定。以下「利用内規」という。）第7条の規定に基づき、京都大学附属図書館宇治分館（以下「分館」という。）における国立国会図書館の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」（以下「資料送信サービス」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 資料送信サービスを利用することができる者（以下「利用者」という。）は、京都大学附属図書館利用規程（平成24年9月25日附属図書館長裁定）第3条第1号から第3号までに掲げる者とする。

2 資料送信サービスの利用を希望する利用者は、図書館利用証又はその他の証明書を提示しなければならない。

(利用目的)

第3条 資料送信サービスは、学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、利用することができる。

(利用時間)

第4条 資料送信サービスの利用時間は、月曜日から金曜日までの午前10時から午後3時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は資料送信サービスの利用を休止する。

(1) 利用内規第3条第1項第2号から第5号までに定める日

(2) 分館長が特に必要と認めた日

(閲覧利用)

第5条 資料送信サービスによって提供される資料のデジタル化画像（以下「資料画像」という。）の閲覧は、分館内の所定の場所において所定の機器（以下「閲覧機器」という。）により行うものとする。

2 利用者の行う閲覧機器の操作は、資料の検索及び資料画像の閲覧に限るものとし、それ以外の操作は図書館職員が行うものとする。

(複写利用)

第6条 資料画像の複写を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、分館長に提出しなければならない。

- 2 複写は図書館職員が行い、A3判以下の用紙への印刷出力によるものとする。
- 3 複写の範囲及び部数は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1項第1号の規定によるものとする。

（複写料金）

第7条 前条の複写を利用する者は、複写料金を納付しなければならない。

- 2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 料金の額は、京都大学文献複写規程（平成16年4月1日総長裁定）別表1の「電子複写方式による文献複写（白黒）」及び「電子複写方式による文献複写（カラー）」の規定を準用する。

（遵守事項）

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 資料の検索及び資料画像の閲覧以外の閲覧機器の操作を行わないこと。
- (2) 第6条の規定によらずに資料画像の複写、複製、撮影等を行わないこと。
- (3) その他図書館職員の指示に従うこと。

（内規の変更）

第9条 附属図書館長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

- (1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 内規の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、資料送信サービス実施上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による内規の変更にあたり、内規の変更をする旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに附属図書館ホームページへの掲示その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

（その他）

第10条 この内規に定めるもののほか、資料送信サービスの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和3年7月29日から施行する。

附 則

この内規は、令和8年4月1日から施行する。